

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 柏崎市 (都道府県: 新潟県)

本事業の担当部局名 子ども未来部 子育て支援課

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)			
個別事業名	柏崎市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	新規	
実施期間	令和6年4月1日	~	令和7年3月31日	事業開始年度 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	8,400,000			円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 柏崎市第五次総合計画前期基本計画(平成29年策定)において本市の人口減少・少子高齢化の同時進行を最重要課題として捉え、これをできるだけ緩やかなものとするため3つの戦略的視点を持って分野別施策を展開してきた。</p> <p>しかしながら、本市の人口は、平成7(1995)年をピークに現在に至るまで減少傾向にあり、特に若い世代や女性の大都市圏への流出が顕著に現れている。柏崎市第五次総合計画後期基本計画(令和4年策定)では、2つの重点戦略の1つを「子どもを取り巻く環境の充実」とし、妊娠・出産から高校卒業まで、子育てや子どもの育成について多様な角度から支援し、子どもを真ん中に置いたまちづくりをすすめることとしている。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け)</p> <p><当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 婚活イベント、ハートマッチ登録料補助による出会いの場の創出、結婚新生活支援事業で結婚への後押し、出産・子育て応援交付金の支給、伴奏型支援、子育て応援券の交付、保育料無償化等の実施により、経済的・精神的支援を切れ目なく行うことで安心して結婚、出産、子育てできる環境づくりに取り組む</p> <p><本個別事業の位置付け> 結婚新生活支援事業を実施し、経済的不安から結婚に踏み切れない方に補助を行うもの。</p>			
個別事業の内容	1. 概要			
	【補助対象要件】			
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】			
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】				
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用	
【継続補助】				
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有				
※(注)3 【その他独自要件】				
<ul style="list-style-type: none"> ・家賃、共益費は3か月分を上限とする。 ・柏崎市に2年以上継続して居住する意思があること。 ・市税に滞納がないこと。 				

2. 申請見込

①新規世帯見込	20	世帯	②継続世帯見込	0	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	8	世帯		
	その他	12	世帯		

【世帯数積算根拠】

- ・夫婦ともに29歳以下の世帯 ①254件 × ②39.3% × ④74.8% ÷ 74世帯
- ・夫婦ともに39歳以下の世帯のうち、ともに29歳以下を除いた世帯 ①254件 × ③39.3% × ⑤36.5% ÷ 36世帯

- ①柏崎市年間結婚件数254件
 - ②結婚生活に入った夫婦ともに29歳以下の世帯割合39.3%
 - ③結婚生活に入った夫婦ともに39歳以下の世帯割合のうち、ともに29歳以下を除いた世帯割合39.3%
 - ④世帯主の年齢別、世帯所得の割合(29歳以下の世帯総数のうち、世帯所得が500万円以下の世帯の割合)74.8%
 - ⑤世帯主の年齢別、世帯所得の割合(30歳以上39歳以下の世帯総数のうち、世帯所得が500万円以下の世帯の割合)36.5%
- ※①新潟県統計年鑑2022、②③R4人口動態統計、④⑤R4国民生活基礎調査

ただし、予算の制約により、今回の対象世帯は29歳以下8世帯、それ以外の世帯12世帯とする。申請状況により追加の応募及び予算措置を検討する。
 29歳以下: 8世帯 × 60万円(補助上限額) = 4,800千円
 上記以外: 12世帯 × 30万円(補助上限額) = 3,600千円

(参考)

【令和5年度申請状況】

申請世帯数見込	未実施	世帯
~12月(実績)		世帯
1月~3月(見込)		世帯

【金額積算根拠】

＜上限額＞		＜積算＞	
(29歳以下)	8 世帯 × 600,000 円 =	4,800,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	12 世帯 × 300,000 円 =	3,600,000 円	
	(継続補助)	0 円	

3. 広報の実施予定

- ・市広報媒体(広報かしわざき、HP)で周知を行う。
- ・市民課窓口において婚姻届提出時にチラシを配布する。
- ・若年層が訪れるような場所にチラシを配架する。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
		婚姻件数(令和3年)	件	270	254
	合計特殊出生率(令和4年)	%	1.4	1.33	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.33(令和4年)	
	婚姻件数		件	254(令和3年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	60	—
		(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	—	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	60	—	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	<ul style="list-style-type: none"> ・ハートマッチにいがたの登録料の補助を行うことで、事業の周知と会員数増加による出会いの場の創出を図る。 ・婚活イベントの開催時には周辺市町村の後援を得て実施するとともに、参加者を市内在住者に限定しないことで参加しやすい環境を作る。 				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	<ul style="list-style-type: none"> ・婚活イベントのポスターやチラシの掲示及び配布を依頼し、広くイベントの周知を図る。 ・結婚新生活支援事業のチラシを賃貸事業者等に配布し、対象世帯への周知を図る。 				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。